

平成二十八年五月三十日提出
質問第三二二〇号

有人離島における消費税の軽減税率適用に関する質問主意書

提出者
松原仁

有人離島における消費税の軽減税率適用に関する質問主意書

離島の活性化のためには、従来の振興策に加え、税制についても思い切った施策を講ずる必要があると考
える。離島は本土に比べて所得が低く、本土に比べてその八割程度といわれている。離島での収入の正確な
データを推計するのは困難であるが、国土交通省「離島振興計画フォローアップ最終報告」（平成二十三年
五月公表）では、「離島地域における世帯収入額は全国に比べて約八割の水準である一方で、世帯消費支出
額は全体の約九割程度の水準」と指摘されている。ただし、この報告の元データは、人口百人以上の比較的
大きな離島を対象としたサンプル調査であり、小さな離島での所得は、本土の「約八割」に満たない例も多
いと強く推測される。

一方で、離島では輸送費などの影響で食料品や日用品などの生活必需品の価格は高いため、支出は本土と
それほど変わらないか、それよりやや少ない程度と推測される。

しかし、消費税率は離島も本土と同じ八％であり、離島に住む人々にとっては本土に比べて、税の負担が
相対的に重くなっている。離島に住む生活上の制約に加え、税が重いとすると、ますます離島を離れる住民
が増える。

こうした離島の負担軽減のために、欧州では離島での税率を低く抑える政策がとられているところがある。例えばフランスでは、付加価値税の標準税率は二十％であるが、食料品やガス・電話料金などの生活必需品には軽減税率が適用され、本土では五・五％である。これがコルシカ島ではさらに二・一％とより低く設定されている。

日本の場合、地域によって異なる税率を適用するにあたっては様々なハードルがあるとは想定されるが、離島振興のために離島の消費税については軽減税率を適用するか、あるいはそれに代る施策を真剣に検討する必要があると考える。これについて、政府の見解を問う。

右質問する。